

市川市社会福祉法人障害者等緊急時受入施設入所支援事業補助金  
交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）に基づき実施する地域生活支援拠点等の整備について、当該整備のうち緊急時における障害者等の受入施設への入所に係る支援を推進し、もって障害者等の福祉の増進を図るため、緊急時に障害者等を受け入れた受入施設を設置する社会福祉法人に対し、市川市社会福祉法人障害者等緊急時受入施設入所支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和52年条例第30号）及び市川市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和52年規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児その他これらに準ずる者として市長が認める者であって、本市に居住するもの又は市長が特に必要と認めるものをいう。
- (2) 受入施設 法第5条第8項に規定する短期入所に係る事業を行う社会福祉法人が有する本市に存する施設その他これに類する施設として市長が適当と認める施設であって、緊急時に障害者等を受け入れるものをいう。
- (3) 緊急時 専ら障害者等の介護を行う者が疾病、死亡、事故、災害等の事由により不在である場合その他の障害者等が受入施設に入所する必要があると市長が認める場合をいう。
- (4) 支援員 受入施設の従業者以外の者であって、障害者等の介護その他の

必要な支援を行う法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者に係る相談支援専門員その他の障害者等に同行する者として市長が必要と認めるものをいう。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 障害者等の配偶者

イ 障害者等の3親等内の親族

ウ 障害者等と同一の住居に居住し、かつ、生計を一にする者

エ アからウまでに掲げる者に準ずる者として市長が認めるもの

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者（次条において「補助対象者」という。）は、緊急時に障害者等及びその支援員を受け入れる受入施設を設置する社会福祉法人とする。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（次条において「補助対象事業」という。）は、補助対象者が緊急時に障害者等及びその支援員を受入施設に受け入れる事業とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る支援員に要する経費として市長が適当と認めるものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、支援員が障害者等に同行した時間（当該障害者等とともに受入施設に宿泊した時間を含む。）に1時間当たりの額として1,500円を乗じて得た額を限度とする。

（補助金の精算）

第7条 補助金の概算払を受けた者は、規則第6条の規定により補助金の額の

確定の通知を受けたときは、速やかに、当該額の確定に基づく補助金の精算をしなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。